

CGコード、対話ガイドライン改訂案、公表

— 金融庁、SS/CGコードのフォローアップ会議

去る4月6日、金融庁に設置されたスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議は、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について」を公表した (<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406.html>)。

2022年4月より東証の新市場区分が開始となること等を踏まえ、取りまとめられたもの。翌7日には金融庁から対話ガイドラインの改訂案が、東証からCGコードの改訂案がそれぞれ公表された(コメント期限は5月7日)。

CGコード

CGコードの主な改訂内容は次のとおり。

(1) 取締役会の機能発揮

プライム市場上場会社においては、独立社外取締役を少なくとも3分の1、その他の市場の上場会社は2名以上選任すべきとされている。

ス(TCFD)またはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実が求められる。

取締役会・監査役会の実行性を確保するため、いわゆるスキル・マトリックスの作成・開示を行うこと等が求められている。

(2) 企業の中核人材における多様性の確保

管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)についての考え方と数値目標を示すとともに、その状況を開示すべき等とされている。

(3) サステナビリティをめぐる課題への取組み

自社のサステナビリティに関する方針・取組みの開示の必要性が明示された。プライム市場上場企業においては、気候変動に係るリスク等について、気候関連財務情報開示タスクフォ

ローアップ会議では、議決権電子行使プラットフォームの利用や英文開示の促進、グループガバナンスの整備の必要性なども提示されている。

なお、本改訂案の公表に伴い、東証は、本年のコーポレート・ガバナンス報告書の提出時期を12月末まで猶予としている。

対話ガイドライン

対話ガイドラインの改訂案では、主にDXの進展やサイバーセキュリティ対応などを経営戦略・経営計画に適切に反映すること、株主との対話の充実に向けて、「筆頭独立社外取締役」の設置などの取組みを実施すること等が新たに盛り込まれている。

会計

投信の時価算定に関するコメント対応、検討

去る4月5日、企業会計基準委員会第165回金融商品専門委員会は第165回金融商品専門委員会を開催した。本年1月18日に公表された企

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
5月10日(月)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年4月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
5月31日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年2月期) 2カ月延長法人(令和3年1月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(3月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(3月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(6月、9月、12月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
5月中において都道府県の条例で定める日まで	⑧ 自動車税・鉾区税の納付(都道府県知事)	⑧ 賦課期日は4月1日。

業会計基準適用指針公開草案71号（企業会計基準適用指針31号の改正案）「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（2021年2月10日号（No.1602）情報ダイジェスト参照）のコメント対応について、審議が行われた。

また、去る4月13日に開催された第455回親委員会でも審議が行われた。

金融商品の投信の注記

(1) 専門委員会での議論

「投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、企業会計基準30号『時価の算定に関する会計基準』10項における評価技法またはその適用を変更する場合の注記の対象となるのかについて、明示が必要がある」とのコメントがあり、事務局から「このようなケースは多くなく、明示する必要は乏しいと考えられるため、公開草案を修正しない。このようなケースがあった場合は調整表において区分して示すことが考えられる」との対応案が示された。

金融商品の投信の時価算定

「時価の算定日と基準価額の算定日の間が短いとする例示期間を、公開草案の『1カ月』から『3カ月』にしてほしい」とのコメントが寄せられた。

これに対し、事務局から「本公開草案では必ずしも1カ月に限定しておらず、個別に判断を求めるものであるため、本公開草案を修正しない」との対応案が示された。

(1) 専門委員の意見

専門委員からは、「当該箇所を工夫して書いたことは理解できるが、『1カ月』の記載に縛られる必要がないことがわかるよう、表現を工夫すべき」との意見が出され、事務局から「検討する」旨の回答があった。

(2) 親委員会委員の意見

委員からは、「コメント提出

者は1カ月に限定していないことは承知のうえで、1カ月が原則ということになってしまいうことに懸念を示しているのでは」との意見があった。

(1) 専門委員会での議論

「投資信託に係る時価の算定方法が変更される場合には、企業会計基準30号『時価の算定に関する会計基準』10項における評価技法またはその適用を変更する場合の注記の対象となるのかについて、明示が必要がある」とのコメントがあり、事務局から「このようなケースは多くなく、明示する必要は乏しいと考えられるため、公開草案を修正しない。このようなケースがあった場合は調整表において区分して示すことが考えられる」との対応案が示された。

(2) 親委員会での議論

「通常の金融商品とは異なる新たな注記について、ガイダンスを作成することが望ましい」とのコメントに対し、事務局から「企業が個別に判断すべきで、

ポジティブ・メンタルヘルス

ワークは枠から出てワクワク

メンタルクリエイト
江口 毅

春です。この季節になると、不思議と新しいことを始めたくありません。春の陽気、芽吹く木々、あるいは新しい年度の始まりの雰囲気、私たちが誘つのかもよしれません。新しいことは、身体を動かしたり、趣味を始めたりするということだけではありません。いつもの仕事においても、新しいことを始めることができます。そのときのポイントは、「少しでも今の枠から出てみる」ということです。

春です。この季節になると、不思議と新しいことを始めたくありません。春の陽気、芽吹く木々、あるいは新しい年度の始まりの雰囲気、私たちが誘つのかもよしれません。新しいことは、身体を動かしたり、趣味を始めたりするということだけではありません。いつもの仕事においても、新しいことを始めることができます。そのときのポイントは、「少しでも今の枠から出てみる」ということです。

春です。この季節になると、不思議と新しいことを始めたくありません。春の陽気、芽吹く木々、あるいは新しい年度の始まりの雰囲気、私たちが誘つのかもよしれません。新しいことは、身体を動かしたり、趣味を始めたりするということだけではありません。いつもの仕事においても、新しいことを始めることができます。そのときのポイントは、「少しでも今の枠から出てみる」ということです。

それは、今までと少しだけ違うことを始めるという事です。いきなり高い目標を設定せず、何とかやれそうな小さな行動から始めます。たとえば、次のような行動が挙げられます。

- ① タイムトラッキング
タスクを細かく分解し、各作業にかかる時間を見積り、実際の作業時間を記録する「タイムトラッキング」を始めました。これにより非効率な仕事の進め方に気づいたり、先延ばししがちな大きなタスクに早めに手をつけられたり、時間内に終わらせようと集中力が増すといった効果が出ています。
- ② 新しい学び
昨年初めて知った2つの学問分野・手法を自分のものにするために、関連図書を読んでいます。「どうやって実践しようか」「どのようにかみ砕けばよいか」などと実務への活かし方を考えながら読んでいます。その行為は、とても刺激的で楽しいです。
- ③ 異業種からの学び
オンラインへの移行に伴い社会的なつながりや新たな出会いが減ったので、異業種で構成される学会や研究会に参加するようになりました。異業種との交流やそこから得られる知見は、視野を広げてくれますし、副次的効果として閉鎖性や孤立感を緩和してくれます。

*

- ・ 自部門のことだけを考えて仕事をしていた人は、他部門との連携を試してみる。
- ・ マネジメントの本を読むだけでなく、書かれていることを1つ実践してみる。
- ・ 会議の時間を10分間だけ短縮するための方法を試してみる。
- ・ 職場活性化のために、同じ部

働き方の変化が求められたり、社会が落ち着かない状況であったりしても、いつもの仕事を楽しむことはできます。そのための1つの方法として、「少しでも枠から出る」と紹介しました。仕事というのは、少しでも変化を加えることで面白味が出てくるものです。この春、いつものワークの枠から出てワクワクしてみませんか。

画一的なチェックリストとして用いられる懸念があるため、本公開草案を修正しない」との対応案が示された。

委員からは、「開示の設例がある中で、あつてもおかしくない」との意見があり、事務局から「難しい問題。どこまで提示するかバランスの問題」との回答があつた。

不動産の投信の時価算定

時価の算定日と基準価額の算定日の不一致が認められる場合について、「直近に入手可能なものを用いることができる」旨を明記すべき」とのコメントがあり、事務局から「時価算定日の直近に算定された基準価額を用いることができることを意図しており、適用指針の修正を検討する」との対応案が示された。

(1) 専門委員の意見

専門委員からは、「不動産と金融商品で対応に差が出るようになるのか」との質問があり、事務局から「今後検討する」との回答があつた。

(2) 親委員会委員の意見

「コメントの『直近に入手可能なもの』と、対応案の『時価算定日の直近に算定された基準価額』と微妙に違う。直近入手可能なほうがよいのでは」との

意見があり、事務局からは「これから検討していく」との回答があつた。

適用時期

「準備期間の十分に鑑みて適用時期を1年程度延ばす等の対応を検討すべき」とのコメントが複数寄せられた。これについては事務局で対応を検討中のため、次回以降に審議を行う。

*

会計

貸手・サブリースについての取扱い、検討——ASBJ、リース会計専門委

去る4月8日、企業会計基準委員会では第99回リース会計専門委員会を開催した。

前回（2021年4月10日号（No.1608）情報ダイジェスト参照）に引き続き、文案イメージをもとに、貸手およびサブリースに関する取扱い等について検討が行われた。

また、去る4月13日に開催された第455回親委員会でも審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

貸手のファイナンス・リースの判定基準

貸手については、リースの定

この他、コメント全体について、専門委員からは「コメントをみる限り、公開草案の基本的な考え方が伝わっていないように感じる。最終文案の作成にあたっては、結論の背景に本公開草案の考え方を記載すべき」との意見が出され、事務局から「検討する」との回答があつた。

た対価から控除する（重要性の乏しい場合は、リース料総額に含めることもできる）。

2法が間違っているというわけではなく、収益認識基準との整合性の問題に重きを置いている」との回答があつた。

サブリース

専門委員から「所有権移転と移転外とでビジネスが異なり、管理手法や収益性もそれぞれ異なるので、区分を廃止する必要はない」との意見があつた。

基本的にIFRS16号をベースとし、ヘッドリースに借手の会計処理を適用し、サブリースに貸手の会計処理を適用する結果、中間的な貸手の財務諸表には、次を計上する。

義（識別）およびリース期間（これは、借手と共通の定めを置くことを前提としている）を除き、現行のリース基準の定めを

変更しないことを基本方針とする。ただし、収益認識基準の公表に鑑み、必要な修正を行う。

貸手のファイナンス・リースの会計処理

収益認識基準により割賦販売基準による収益認識が認めらなくなつたことに伴い、現行の第1法から第3法による会計処理のうち、割賦の考え方を採り入れた第2法（リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方

- (1) 貸手の分類がオペレーション・リースの場合
 - ・BS：使用権資産、リース負債
 - ・PL：減価償却費、金融費用、リース収益
- (2) 貸手の分類がファイナンス・リースの場合
 - ・BS：リース投資資産、リース負債
 - ・PL：ファイナンス・リース締結に伴う損益、金融収益、金融費用

*

現在未検討の重要性、開示設例、結論の背景についても、今後、文案イメージを作成しながら検討を続けていく。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年4月7日	監査・保証実務委員会実務指針85号「監査報告書の文例」および関連する監査・保証実務委員会報告の改正	JICPA	2020年11月の監査基準の改訂を踏まえ、監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」が改正されたことに伴い、所要の整備を行ったもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210407dea.html	—
2021年4月8日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和3年度)	金融庁	2020年度レビューの審査結果を踏まえた留意事項として、記述情報の記載に関して一般的な内容にとどまらない具体的かつ充実した開示とすること等を求めている。今回のレビュー(2021年3月以降)の重点テーマは、「新型コロナウイルス感染症に関する開示」、「IFRS15」顧客との契約から生じる収益」(主に指定国際会計基準を任意適用する会社が対象)とされている。 https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210408.html	—

金融
期待が高まるワクチン接種の経済効果

4月12日から、新型コロナウイルス感染症用の米ファイザー製のワクチン接種が65歳以上の高齢者向けに始まった。これまでは医療従事者向けに実施していたが、年齢制限付きとはいえ、これで日本でも一般に広まることになる。ワクチン接種が注目されるのは、重症化リスクの軽減もあるが、むしろ集団免疫の形成による経済活動へのプラス効果を期待する面がより大きいとの見方もある。

4月1日に日銀が公表した3月の全国企業短期経済観測調査(短観)をみても、景気は「K字型」、すなわち製造業より非製造業で業況判断指数はマイナス幅が大きく、二極化の動きが顕著である。個別業種でみると、製造業では楽観的な見方が増える反面、非製造業のなかでも「宿泊・飲食サービス」や「対個人サービス」で、悲観的な回答が特に多い。もし仮にワクチン接種により日本国内で集団免疫を獲得できれば、これが新型コロナウィルス感染症拡大で大きな損害を被っているサービス業の

証券
個人投資家の台頭にどう対応するか？

支援として、効果的な方法になり得る。その際、問題は大きく分けて2つあると考えられる。まず、ワクチンそのものの効果だ。WHOは世界人口の70%がワクチン接種を受けることが集団免疫の獲得条件としている。ただ、この数字は専門家のコンセンサスを得たものではない。うえに、ウイルスの変異や副作用の問題など、ワクチンの改良を伴う対応策は必要となる。もう1つは、ワクチンの調達や多くの人々にワクチンを接種するために必要な人材など、社会的な枠組みの構築である。

こうした課題はあるものの、悲観的な話ばかりではない。イギリスではワクチン接種が広まるにつれ、4月の1日当たりの感染者数は1月のピーク時の約30分の1まで急速に減少した。ワクチン接種をめぐる試行錯誤は今後も続くものと考えられるが、順調に進めば経済活動に対するプラス効果は極めて大きいとみられる。そのためにも、社会的枠組みの構築が急務となる。

3月21日に東京で緊急事態宣言を解除した後、感染第4波の襲来で、今度はやや規制レベルの低い「まん延防止等重点措置」を一部の地域でとることになった。国民に対する経済・社会活動の規制が続き、不安、不満の高まりが懸念される。昨年、政府は国民の生活不安を和らげるため、個人単位の現金給付を行った。その金額はGDPの約2%に相当する巨額であった。

配布された現金は相当程度貯蓄にまわり、さらに個人投資家の株式投資の資金になり、昨秋からの日本株価の回復、上昇に寄与したことが各種統計からうかがえる。規制、自粛が続くなか、株式市場だけは例外的に明るいといわれる原動力は、個人投資家のパワーとの声もある。

プロ、ヘッジファンドに勝ったといった話も伝えられている。日米のケースから、先進国で国民に現金給付を行えばどんなことになるか、図らずも経験することができたといえるが、实体经济の維持・回復を期待していたはずの政府にとっては、皮肉な事態であろう。しかし、株価上昇が実現した現在、国民は政府へ株価に配慮した政策をさらに期待するとの見方もある。

この点、ようやく始まったワクチン接種が安心感を生み、株価の支援材料となることが期待できる。株価のファンダメンタルズについては、昨年後半から続く景気、企業収益の回復、上方修正期待が、大きいことが株価の先高期待を支えている。しかし、今後感染の再拡大、緊急事態宣言を繰り返すようだと、経済活動の萎縮、株価暴落、個人投資家の大打撃もあり得よう。そうした場合、現金給付などの政策の迅速な実施が、再び求められることが予測される。